

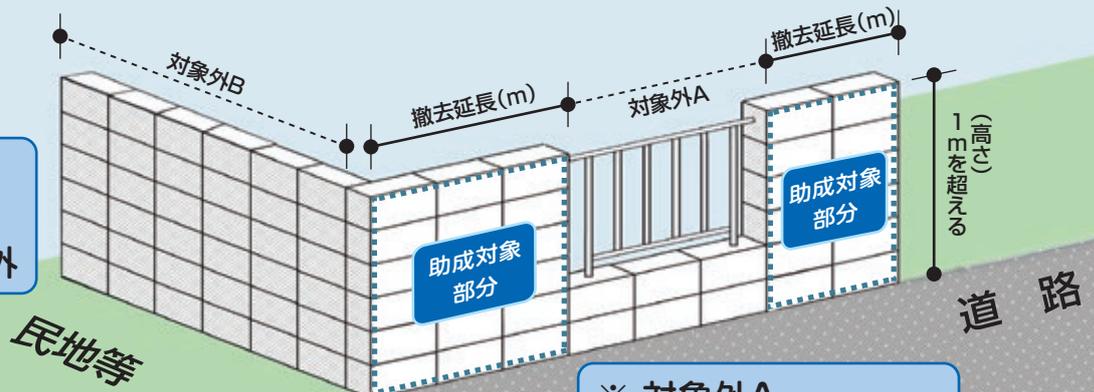
ブロック塀等撤去助成制度のご案内

～そのブロック塀等は大丈夫ですか？～



小金井市では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、地震発生時に倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去に係る費用の一部を助成しています。

【イメージ図】



※ 対象外B
道路に面していない
ブロック塀等は対象外

※ 対象外A
高さが1m以下の
ブロック塀等は対象外

◎助成金の額

助成対象となるブロック塀等の『撤去工事費の2/3』又は『1万円×撤去延長(m)』のいずれか低い額を助成金額とします。ただし、『20万円を限度』とします。

◎助成金の交付手続き

手続きは、裏面を参照してください。

◎助成対象となるブロック塀等

『組積造の塀』、『補強コンクリートブロック造の塀』、『万年塀』で、次のすべての要件を満たしているものが対象となります。

- 1 小金井市地域防災計画に定める避難場所、避難所までの経路となる道路のうち以下の道路又は市立小中学校が指定する指定通学路に面するもの
 - (1) 建築基準法第42条に規定する道路
 - (2) 同法第43条第2項の規定の適用において国土交通省令で定める基準に適合するものとみなされた道又は通路で一般の通行の用に供されているもの
 - (3) 小金井市等行政が管理する道路又は通路で一般の通行の用に供されているもの
 - 2 道路面からブロック塀等の上端部までの高さが1mを超えるもの（擁壁の上にあるものは擁壁の上端部からの高さが0.6mを超えるもの）
 - 3 地震発生時に倒壊の恐れがあるもの*
- *市の調査により倒壊の恐れがあると認められたもの

◎まずは、『まちづくり推進課』にご連絡ください。

【問合せ先】

小金井市役所 都市整備部 まちづくり推進課 住宅係（第2庁舎5階）

電話 ☎ 042-387-9861（直通）

◎ 助成金交付手続きの流れ

① お問合せ・事前相談

まずは、まちづくり推進課にお問合せいただき、相談カードを提出してください。

② 制度のご案内・現地確認

助成制度の詳しいご案内をいたします。
また、職員が必要に応じて現地確認を行います。

③ 助成金の交付申請

交付申請は、施工者等と工事契約をする前に行ってください。

④ 助成金の交付決定

提出していただいた交付申請書の内容を審査し、助成金の交付が適当と認められる場合、「助成金交付決定通知書」を通知します。

⑤ 工事契約・工事着手

④の交付決定を受けた後に、施工者等と工事契約を締結し、工事に着手してください。

⑥ 工事完了の報告

工事完了後、工事の領収書の写しや施工写真などの書類を添えて完了報告書を提出してください。

⑦ 助成金交付額の確定通知

⑥の報告内容を審査し、必要に応じて現場確認を行い、交付決定の内容に適合すると認められるときは、助成金の額を確定し、「助成金交付額確定通知書」により通知します。

⑧ 助成金の請求

⑦の通知を受けたら、速やかに助成金の請求手続きをしてください。
これで助成金交付手続きは完了です。

◎ 必要となる書類

相談カード（様式第1号）

（添付書類）

- 案内図
- 現況写真

交付申請書（様式第2号）

（添付書類）

- 案内図
（塀の所在地が確認できる物（地図等））
- 配置図
（塀の位置・長さ・高さがわかる図面）
- 現況写真
- 工事見積額が確認できる書類
（助成対象の工事費が確認できる見積書）
- 所有者確認書類
（登記簿、固定資産税課税明細書等）
- 代表者であることが確認できる書類
（塀が共有の場合のみ）
- 住民税の納税証明書

完了報告書（様式第7号）

（添付書類）

- 案内図
- 施工写真
（撤去前、施工中、施工後）
- 工事契約書の写し
- 工事費の内訳書
（助成対象の工事費が確認できる内訳書）
- 工事の領収書の写し

請求書（様式第9号）

（添付書類）

- 支払金口座振替依頼書

ご 注 意

※助成金の交付決定前に、工事の契約を締結した場合は助成の対象となりません。

※ブロック塀等の撤去後に、新たに生け垣を造成する場合、別途、生け垣造成に要する費用の一部助成を受けられる場合があります。

※生け垣造成の助成をご希望の方は、「環境政策課（第2庁舎4階 ☎042-387-9860）」にお問合せください。